平成２１年（フ）第３６７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田南６丁目６番８号、申立時の住所奈良県生駒郡斑鳩町東福寺１丁目２番44号
破産者　市瀬　　繁
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成１９年（フ）第３２３号
香川県高松市国分寺町新居911番地４、住民票上の住所香川県高松市鶴市町2027番地９
破産者　藤本タカ子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２２６号
大分県別府市大字鶴見1927番地の26
破産者　赤木　　誠
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４７４号
青森県上北郡野辺地町字中道13番地の24
破産者　蛯沢　　学
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８０３号
盛岡市青山４丁目42番９号、住民票上の住所岩手県八幡平市平舘第15地割67番地１
破産者　髙橋　信也
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３４５号
東京都大田区千鳥１丁目21番９号　１号室
破産者　篠原　　弘
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２１２号
長野県上田市真田町本原1982番地７
破産者　坂口　重喜
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２７４号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目28番６号　グリーンハイツ萩丘Ａ―301、前住所静岡県浜松市中区幸２丁目32番34号
破産者　吉田　昌弘
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目355番地
破産者　増井　迪夫
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２１８号
広島県呉市川尻町小仁方１丁目21番24号、住民票上の住所広島県呉市安浦町中央ハイツ31番８号
破産者　永田龍一郎
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第５６号
茨城県石岡市府中２丁目７番17号
破産者　前島　一郎
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５号
茨城県つくば市天久保３丁目18番地１
破産者　長谷川公一
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０８号
埼玉県川越市熊野町14番地５　大河原アパート201号室、開始決定上の住所埼玉県ふじみ野市亀久保1762番地16
破産者　杉山　信行
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４９２号
埼玉県川越市久下戸3028―８、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市清見２丁目３番地27
破産者　高橋　幸子
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１９９号
北海道帯広市東十条南２丁目１番地44　ユタカハイツＥ号、破産手続開始時の住所北海道帯広市西24条南４丁目38番地２
破産者　安田　高一
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第５６８号
岩手県花巻市末広町４番４号
破産者　伊藤　善夫
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１４９３号
仙台市太白区長町６丁目４番56号　コーポ田専108
破産者　近藤　光明
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係